

## 芦屋市広告掲載の取扱基準

(趣旨)

第1条 この取扱基準は、芦屋市有料広告の取扱いに関する要綱（平成19年芦屋市要綱。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、広告掲載の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の範囲)

第2条 要綱第3条第6号に規定する市長が適当でないと認めるものは、次の広告とする。

- (1) 投機的商品の広告
- (2) 出資者及び出資金の募集広告
- (3) マルチ商法、靈感商法など悪質商法と認められる広告
- (4) 債権取立て、回収等の広告
- (5) たばこに関する広告
- (6) ギャンブルに関する広告
- (7) 暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体の広告
- (8) 興信所等の広告
- (9) 人事募集に係る広告
- (10) 法律に定めのない医療類似行為等の広告
- (11) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがある広告
- (12) 国内世論が大きく分かれている広告
- (13) 他をひぼう、中傷又は排斥する広告
- (14) 非科学的又は迷信に類するもので、広告を見た者を惑わせたり、不安を与えるおそれのある広告
- (15) 誇大表示、不当表示その他表現方法が不適切な広告
- (16) 市が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与えるおそれのある広告
- (17) 市の景観を損なうおそれがある広告
- (18) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたす広告

附 則

この基準は、平成20年3月1日から施行する。